

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和2年9月8日（火曜日）
午後0時59分～午後2時07分
- 2 場 所 委員会室（議場）
- 3 出席委員 高 木 法 生 委 員 長 村 田 弘 司 副 委 員 長
 荒 山 光 広 委 員 山 中 佳 子 委 員
 三 好 睦 子 委 員 岡 山 隆 委 員
 秋 枝 秀 稔 委 員 猶 野 智 和 委 員
 坪 井 康 男 委 員 杉 山 武 志 委 員
 藤 井 敏 通 委 員 岡 村 隆 委 員
 田 原 義 寛 委 員 山 下 安 憲 委 員
 石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 係 長
 篠 田 真 理 議 会 事 務 局 企 画 員
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 波 佐 間 敏 副 市 長 田 辺 剛 総 務 部 長
 藤 澤 和 昭 総 合 政 策 部 長 藤 澤 由 文 地 方 創 生 監
 杉 原 功 一 市 民 福 祉 部 長 西 田 良 平 建 設 農 林 部 長
 繁 田 誠 観 光 商 工 部 長 竹 内 正 夫 総 務 課 長
 佐々木 昭 治 財 政 課 長 安 永 一 男 健 康 増 進 課 長
 井 上 辰 巳 地 域 福 祉 課 長 中 村 壽 志 農 林 課 長
 千々松 雅 幸 観 光 振 興 課 長 別 府 泰 孝 商 工 労 働 課 主 幹
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午後0時59分開会

○委員長（高木法生君） ただいまより、予算決算委員会を開会いたします。

それでは、先ほどの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案1件につきまして審査いたします。

議案第79号令和2年度美祢市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。執行部から説明を求めます。佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） それでは、歳出を御説明する前に、最初にこのたびの一般会計補正予算（第7号）並びに9月16日の予算決算委員会で御審議いただきます一般会計補正予算（第8号）に追加しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、改めて概要を御説明いたします。

補正予算書第7号では、8ページ、9ページの15款国庫支出金・2項国庫補助金・1目総務費国庫補助金の説明欄に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加しておりますが、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るための対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設いたしました。

また、本市への新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額は5億9,255万7,000円となっております。

そのうち、このたびの一般会計補正予算（第7号）では、これまでに基金繰入金を財源として、補正予算に予算計上いたしました新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う対策事業の特定財源として、執行状況に応じて、総額で2億1,540万円の財源充当を行いました。このため、歳出の各目において財源更正が生じております。

また、一般会計補正予算（第7号）では、歳出予算において新たに追加いたしました事業のうち、民生費の事業を除く事業の特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1億1,115万6,000円財源充当いたしましたことから、このたび合計額であります3億2,655万6,000円を、補正予算書では9ページになりますが追加しているものでございます。

一方、財源更正等の結果、8ページの一番下の段になりますが、歳入の19款繰入金・1項基金繰入金において、1目財政調整基金繰入金が1億335万3,000円、2目

ゆたかなまちづくり基金繰入金が1億2,190万3,000円、合わせて2億2,525万6,000円の減額となっております。

次に、一般会計補正予算（第8号）では、特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億272万2,000円追加しており、一般会計補正予算第7号と第8号の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加額は、合わせて4億2,927万8,000円となっております。

本市への新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額は5億9,255万7,000円ですので、4億2,927万8,000円との差額1億6,327万9,000円が、まだ新型コロナウイルス感染症対策事業の財源として残っております。

これにつきましては、予算の執行状況等を踏まえながら、今後の補正予算において、特定財源として追加していく予定としております。

それでは、歳出について、各担当より御説明いたします。

なお、歳出における財源更正の個別の説明につきましては省略をさせていただきます。

○委員長（高木法生君） 竹内総務課長。

○総務課長（竹内正夫君） それでは、引き続きまして、歳出のほうを御説明いたします。

2款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費、説明欄021電算管理業務におきまして681万4,000円を追加しております。

これは、新型コロナウイルスに対する感染予防対策を行いつつ、効果的・効率的に業務を推進できるよう、保育所等における業務システムの電算ネットワーク化や効率的なウェブ会議が開催できる環境を構築するための機器整備等を行うための経費を計上するものです。

予算の内容につきましては、主なものといたしまして、グループウェアやインターネット等の電算システム環境整備に係る電算システム導入委託料169万4,000円、電算システム変更委託料92万4,000円、電算機器費といたしまして、パソコン14台、プリンタ7台、ウェブ会議用Wi-Fiルーター1台、ウェブ会議ディスプレイ1台等、電算機器費としては506万7,000円を計上しております。

続いて、5目財産管理費、説明欄001庁舎管理業務におきまして69万3,000円を計上しております。

これは、これからのウィズコロナの社会を見据え、コロナ感染予防対策、主に飛沫感染予防対策ですが——として、窓口受付にアクリルパネル、パーテーションを設置するために係る経費を計上するものでございます。

なお、設置場所につきましては、本庁1階の市民課等の窓口ほか17部署に配置する予定でございます。

説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 続きまして、10ページ、総務費の続きでございます。

3款民生費・2項児童福祉費・1目児童福祉総務費、説明欄001児童福祉推進事業におきまして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金として200万円を追加しております。

これは、私立保育園4園に対して、1施設当たり50万円を補助するもので、国の一次補正における補助事業とは別に県が事業主体となり、国の緊急包括支援交付金を活用して実施される事業でございます。

財源は、全額、民生費県補助金でございます。

次の説明欄005児童クラブ運営事業におきまして1,137万6,000円を追加しております。

このうち、会計年度任用職員報酬201万8,000円と業務委託料235万8,000円は、本年4月17日から5月19日までの間、市内小学校の臨時休業に伴い、児童クラブの開設時間を拡大して対応したことによる支援員の報酬及び業務委託料であり、財源は民生費国庫補助金、それから民生費県補助金がそれぞれ3分の1の補助となります。

また、消耗品費、施設備品購入費、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金の合計700万円につきましては、直営3、委託11、合計14クラブに対し、各50万円を配分するものです。

この財源は、全額、民生費県補助金でございます。

次の、説明欄009地域子育て支援事業におきまして100万円を追加しております。

施設備品購入費50万円につきましては、美東保健福祉センターにおいて、直営で実施しております子育て広場カンガルームに充てるものでございます。

続きまして、次の12、13ページを御覧ください。

上段にあります新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金ですが、こ

れについては、吉則保育園に委託しています、子育て広場きららクラブに補助金として50万円を充てるものでございます。

この財源も、全額、民生費県補助金となります。

次の4目児童福祉施設費、説明欄002公立保育所管理運営事業に350万円、説明欄003病児保育施設運営事業に50万円を追加しております。

これは、公立保育園7園と病児保育施設つぼみに各50万円を配分するもので、この財源も新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業で、全額、民生費県補助金でございます。

民生費の説明は以上です。

○委員長（高木法生君） 安永健康増進課長。

○健康増進課長（安永一男君） 続きまして、4款衛生費・1項保健衛生費・3目母子衛生費、説明欄009オンライン健康医療相談事業に65万7,000円追加しております。

これは、遠隔医療相談の実証実験を進めるに当たり必要な機器整備の経費でございます。

続きまして、4項病院費・1目病院事業費でございます。

説明欄001病院等事業会計繰出事業として1,378万6,000円を追加しております。

これは、一般会計補正予算（第2号）で追加した繰出金の対象事業が全額国の対象事業となったことにより1,131万6,000円の減額となります。

また、感染症に対応するために、美東病院外来を改修する工事に係る経費2,510万2,000円を追加しております。これらの経費を差引きいたしますと1,378万6,000円の追加となります。

以上の事業に係る経費の財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることとしております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） 続きまして、14ページ、15ページでございます。

6款農林費・1項農業費・3目農業振興費、説明欄001農業振興推進事業につきまして、花き・野菜等経営持続支援補助金といたしまして925万円を追加しております。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している花き・野菜類

等の園芸作物の生産者に対し、次期作に向けて必要となる生産経費の一部を補助し、今後の生産の継続、拡大を図るための補助金でございまして、県の支援事業の助成額にかさ上げする形で支給する補助金でございます。

補助要件でございしますが、対象者につきましては、認定農業者、認定新規就農者、法人格を有する農業者、その他市が特に対象と認める農業者であり、栽培の状況につきましては、花き・野菜・果樹などを栽培、販売していること。

対象となる品目につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上げが減少した品目で、令和2年3月から10月までの間に、売上げが前年同月比で30%以上減少した月のある1品目で、次期作の作付面積が今作以上となる計画を有していることとあります。

なお、補助額につきましては、次期作に必要な種苗・肥料・農薬・光熱動力費などの生産経費の4分の1以内を補助することにしており、1事業者当たりの助成額の上限は、花きは50万円、野菜・果樹などは25万円としております。

続きまして、その下、5目畜産業費、説明欄001畜産振興推進事業につきまして、畜産経営継続支援補助金といたしまして44万円を追加しております。

これは、新型コロナウイルス感染症に伴う牛肉需要の減少により、枝肉価格、子牛販売価格が下落しているため畜産部会に対し、繁殖成績の電子データ化をするためのICT機器を導入するものであります。

これにより、繁殖管理労力の軽減、個体管理の省力化を図り、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状態が続いている畜産農家の負担軽減を図ることとしております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 別府商工労働課主幹。

○商工労働課主幹（別府泰孝君） 続きまして、同ページ、7款商工費・1項商工費・2目商工振興費です。

説明欄011新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業について御説明します。

まず、説明欄の5行目でございます、サービス事業者等総合経営支援事業補助金は、既に実施しております小売業・生活関連サービス業等へ、前年度比売上げ20%減となった事業者へ給付金を20万円給付している事業でございしますが、この対象業種に医療・福祉に区分される事業者を加えるもので、400万円を追加するものです。

次に、その下の感染予防対策等支援事業補助金については、国の示す業種別ガイドラインに沿った感染予防対策を実施する市内中小事業者に対して、備品設備の購入・改修経費にかかった経費のうち、他の同様の補助金を活用していない場合について、原則売上げ減少に応じて対象経費の3分の2、上限50万円を補助するもので1,000万円を追加するものです。

また、食品を取り扱う事業者については、食品衛生法の示す高度な衛生管理手法に基づく衛生管理対策を実施しようとする場合の経費についても対象といたします。

次の大規模宿泊施設・MICE機能継続支援事業補助金については、市としての重要な都市機能施設を維持させるため、収益規模の大きい大型宿泊事業者及び規模の大きい会合やバンケット事業施設について経営継続を支援するため、事業規模等に基づいて補助金を支出する事業であり、900万円を追加するものです。

宿泊客の減少や大規模な会合などの自粛から大きく影響を受ける事業者を支援するもので、事業規模、売上げの減少幅、感染予防対策等の経費に応じて補助金を支出するもので、3事業者程度を見込んでおります。

次の、みね暮らし就活・しごと支援事業補助金についてです。

休暇を兼ねたリモートワーク、いわゆるワーケーションを実施する企業に対して補助金を支出するもので、100万円を追加しております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、都市圏から地方への移住志向の高まりや企業のリモートワークの普及を背景に、美祢市内で休暇を楽しみながら仕事をさせていただき、そのことを発信していただくことを軸にし、企業と美祢市の関係性を育みながら将来的な就労、サテライトオフィスの誘致等のきっかけとなることを目的に実施いたします。

また、説明欄の4行目にございます業務委託料200万円については、美祢市内での生活と就職活動を体験するツアーを企画、実施する業務を委託する経費であり、これにおいても、市内への移住就労と宿泊等の経済効果を図ることを目的としています。

なお、説明欄2行目の普通旅費、3行目の広告料につきましては、これら2つの事業の周知に関する経費でございます。

次の交流拠点施設運営改善支援事業補助金については、市内における交流人口の維持と経済効果を引き続き果たすため、2つの道の駅等に対して、大型連休におけ

る市の休業要請に基づき収益が大きく減少したことから、今後の経営継続に向け、売上げ減少、固定費、感染予防対策等に必要な経費を補助するもので1,540万円を追加するものです。

このたびの補正額と合わせ、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の予算額は1億7,140万円となります。

以上です。

○委員長（高木法生君） 千々松観光振興課長。

○観光振興課長（千々松雅幸君） 次に、4目観光費になります。

説明欄032地域観光消費拡大事業を400万円追加しております。

これは、一般社団法人美祢市観光協会が実施する新型コロナウイルス感染予防対策について補助するものであります。

コロナ禍にあつて、ウイルス感染対策への信頼性を発信していくため、美祢市版の感染対策ガイドラインの策定や専門家を招聘しての感染対策セミナーの開催、また、感染防止対策を講じている事業所にシール等を掲示していただくとともに、感染対策の徹底を促進していくため、定期的な巡回等を行うものでもあります。

次に、説明欄035観光拠点施設運営改善支援事業を2,000万円追加しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、休業等することとなった秋吉台家族旅行村と秋吉台リフレッシュパークの指定管理者に対し、再開後の円滑な管理を行う観点から、施設の点検管理や環境整備等を行っていただいた経費等として補助するものであります。

一般会計補正予算（第7号）の説明は以上になります。

○委員長（高木法生君） 説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今回の補正予算、財源は全てコロナ対策費というふうに理解してよろしいでしょうか。

それで、最初に佐々木財政課長のほうから、トータルが5億9,200万強、それを今まで2回、3回かな——に分けて補正予算を組んで、残りが約1億ぐらい残っていると、こういう説明があつたと思いますし、それについては、きょうの午前中のときに岡山議員のほうから質問があつて、多分市長のほうからも答えたと思うんですけど、正直、説明される方は非常によくお分かりだと思ふんですけど、聞くほうと

しましては、正直非常に分かりづらいです。

したがって、何かトータル5億幾らで、それがどのタイミングでどれだけ支出して、残りが幾らあると。これを何か一表にまとめるかなんかして、分かりやすく、我々にも分かるような表を作っていただけないかなってというのが1点。

もう1つ、今回のコロナのいろいろ対策費ですけれども、これの支給というか、国からの支給のやり方というか——についてお聞きしたいんですが。

まず、市とかの財政規模か何かでの、その規模で総額が決まって、それを各民生費、総務費とかいうことで、市のほうで必要に応じて割り振られてるのか。

あるいは、対策費っていうのが細かく指定があって、その範囲内をできるだけ使おうということで、皆さんがいろいろ、これに使えるんじゃないか、あれに使えるんじゃないかということで積み上げられて5億9,000万になったのかということか、その辺がどういうことなのかっていうのをちょっと教えていただければなど。

やっぱりこういう補助金っていうか、せっかくのお金ですから、できるだけもらって、できるだけ有効活用するっていうのが一番いいと思うんですけれども。

そういう意味で、まず、総額ありきなのか、あるいはこちらのほうからの、そういういろいろこういうことやりたいということの積み上げを国のほうに言って、その結果がこういうことになってるのか、その辺ちょっと、ぜひお聞かせをお願いしたいなと思います。

○委員長（高木法生君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木昭治君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、このたびの補正予算の財源が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というふうにお答えになりましたが、ちょっと申し訳ございません、私の説明が悪かったんですが、補正予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

基本的には、民生費を除く事業費は、全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を特定財源としております。

しかしながら、先ほど御説明をいたしましたとおり、民生費につきましては特定財源がございまして、国費でいきますと、15款国庫支出金・2項国庫補助金・2目民生費国庫補助金でございしますが、説明欄の子ども・子育て支援交付金が145万8,000円、また、その下になりますが、県支出金ですが、16款県支出金・2項県補助金・2目民生費補助金におきましては、説明欄にございまして、子ども・子

育て支援交付金145万8,000円、また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金1,400万という形で、臨時交付金とは別な特定財源がございますので、一応御確認をいただけたらと思います。

続きまして、2点目、この財源充当をしている、そういうのがちょっと分かりづらいという御説明でしたので、改めてまたお配りをさせていただこうと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（高木法生君） よろしいですか。（発言する者あり）

○財政課長（佐々木昭治君） 続きまして、3点目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の算定はどのようになっているかということですが、これは、交付限度額は、人口、財政力、新型コロナウイルス感染症の感染状況、国庫補助事業等の地方負担等の状況を見て、国のほうが算定をしてくれています。

基本的には、この用途につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る事業、基本的にはハードというよりはソフト事業をメインとした事業、必ずしもハードは駄目だということはありませんが、ソフト事業をメインとした支援補助金となっております。

基金等に積むこともできないことはありませんが、基金等に積めるのは、あくまでも支出することが今年度分かってるような事業とかに充当することはできますが、基本的には現年度使う形を取っております。

また、損失補填という考え方のものには使えない。あくまでも経営継続支援という形の支援ということで支出するという内容の交付金となっております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ありがとうございます。

そしたら、すみません。今言われたように、ちょっと分かりやすいというか、一覧表みたいなのをぜひお願いしたいと思います。

それと、今の財政課長のお話だと9億——ごめんなさい、5億9,200万円強ですか、この交付金は、いろいろ市の人口とか財政とか、あるいはコロナの状況とか、そういう要件で国のほうから美祢市はこれだけですよということで、一応もうその提示があったと、こういうことでよろしいですね。分かりました。

それともう1点、ちょっと確認です。

これは、具体的な——今、この予算にも計上されてるんで、例えばですけれども、農業振興費で花きとか野菜等の持続支援ということで925万円ですか、予算計上されてますね。

これについては、もう既に、どこどこにこの額を支給するというのが決まって、この予算を計上されているのか。一応、今回のあれで、ある程度継続よということで、それこそ国のほうからこのぐらいのっていうことがあるんで、それで、この九百何ぼということを一且計上すると。ただし、まだそれをどこどこに使用するというのは決まってないけれども、予算上は取っとくということでしょうか。

例えば、花きですから、ほんごうファームなんかも実際に花きもやられてるし、継続ということで申請されてるかもしれないんですけども、そういうのを具体的に支給先まで決まって予算計上して、ちゃんとお金の裏打ちをしようと、こういうことでの予算計上なんですか。

これは、たまたま今農業のところだけ見ておりましたけど、ほかのところもみんな予算ってというのは、ある程度もうそれに使うんだってというのが決まったから、一応正式に予算計上して確保するよということか。あるいは、一応取るだけ取っとく、その後、具体的に当てはめていこうとされるのか、そこはどうなんでしょうか。お聞きしたいなと思います。

○委員長（高木法生君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

予算につきましては、花きにつきましては、作られている法人が2法人、そして、野菜・果樹につきましては、認定農業者等33経営体あるということで、支給する上限額に法人数等掛けたものを予算計上しておるところであります。

県は、既にもうこの事業はPRしておりますし、申請者の方がいらっしゃるかもしれませんが、市としては今から募集なり申請していただくように考えております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） どうもありがとうございました。

一応枠を取って、今から実際申請をして、それをできるだけ使うと、こういう理解でよろしいですね。

こういうコロナ関係で、事業継続ってというのは、我々農事組合法人のほうにも問

合せとか、あるいは市のほうからも連絡がありました。

なかなか具体的に、じゃあ何をしようっていうふうなことがぱっと浮かばないし、もう期限が非常に短かったということもあって、なかなか活用しきれてないなっていうのが現状だと思うんですけども、今、中村課長が言われたように、市としても、こういうのを積極的に活用してくださいっていうことでありますので、ぜひ、できるだけこういうのがあるということをPRしていただいて、少しでも有効活用できるようにしていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。田原委員。

○委員（田原義寛君） 4款衛生費・1項保健衛生費の009についてお伺いいたします。

オンライン健康医療相談事業というふうに銘打ってあるわけなんですけど、ちょっと具体的に聞いてみたいんですけど、これはオンラインというからには、片方からまた片方をオンラインで結ぶっていうイメージだと思ってるんですけど、具体的には、どことどこをオンラインで結ばれるっていうのを想定してらっしゃるんですか。

○委員長（高木法生君） 安永健康増進課長。

○健康増進課長（安永一男君） 田原委員の御質問にお答えいたします。

まず、この予算の内容なんですけど、これはiPad及びその通信費の予算となります。今、実証実験といたしまして、オンライン健康医療相談事業を行っております。内容につきましては、まず研究者の代表といたしまして、山口県総合医療センターでございますが、目的といたしましては、妊婦・乳幼児を育てる家庭への遠隔健康医療相談を提供して、その実施の可能性を検証する。また、市民の中で、専門家の相談窓口として認証していただけるかどうかを確認する。また、小児科・産婦人科の遠隔医療相談が医療の資源の限られております僻地に暮らす妊婦、子育て世代の安心につながり、健康の維持向上に寄与するかどうかを検証する、今実証実験を行っております。

それにつきまして、今、このiPadを購入することによって、研究者と保健師の会議を実施をするということが第一の目的でございます。

また、遠隔で会議ができるということにつきまして、今、保健事業、また今、保

健師は美東・秋芳・本所と分かれておりますので、いずれも緊急、また通常の会議等で活用できたらというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） よろしいですか。ほかにございませんか。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 14、15ページの7款商工費なんですけど、2目の商工振興費と4目の観光費、それぞれに交流拠点施設の関係、先ほど説明がありました。

片方は道の駅、連休に対する補助支援というふうなお話で、もう1つの観光のほうは、家族旅行村とリフレッシュパークというお話がありましたけど、この算定基準といいますか、何かございましたら御説明いただけませんかでしょうか。

○委員長（高木法生君） 別府商工労働課主幹。

○商工労働課主幹（別府泰孝君） 御質問にお答えいたします。

算定の根拠といたしましては、雇用の支援ということで、雇用人数の規模、あとは固定費の額、あるいは前年度と比べた売上げの減少幅、そして衛生対策に係る費用、さらには、今後経営を継続するための広告宣伝支援事業経費という、そういった項目から経費を積み上げて算出する予定にしております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 千々松観光振興課長。

○観光振興課長（千々松雅幸君） 続きまして、観光費の観光拠点施設運営改善支援事業補助金の積算根拠になりますけども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、財政課長が申し上げましたとおり、直接的な損失補償というのは認められておりません。

しかしながら、収入減の度合いといいますか、それは斟酌して考慮した上で補助金の額を算出をするようにいたしております。その上で、営業していてもしていなくても通常かかる人件費だとか管理経費、そういったものをベースにこの補助金の額を出したものでございます。

以上になります。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。村田副委員長。

○副委員長（村田弘司君） 商工振興費についてお尋ねをしたいと思います。

ただいまの補正予算書の15ページになりますかね——15ページですね。これの、みね暮らし就活・しごと支援事業補助金、100万円。それと関連をして、業務委託

料200万円、広告料85万円、普通旅費15万円等のことが説明がありました。

その説明が、私が6月議会のときに一般質問で市長に対して質問を申し上げた、このコロナ禍の時代にあつて都市部から地方に人が動く、またオフィスを動かそうという大きな流れが起きておると、また端著になっておると。それを受けて、市として動いていく必要があるんじゃないかという質問をしましたところ、市長のほうからの回答が、前向きにやりたいというふうな回答があったというふうに理解をしております。

それで今、別府主幹のほうからの説明で、サテライトオフィスというリモートワーク、それから、これはもう面白い言葉やけど、ワーケーションですか。ワークとバケーションをひっつけて、地方で遊びながら仕事、仕事をしながら遊び……。よく分からん言葉だなと私は思ってるんですが、なかなか地方ではなじみにくい言葉ですが、これに対応するために、この予算を組んだというふうに説明がありましたね。

恐らく、これをやろうと思ったらかなりの経費もかかりますし、人的なつながりもつくっていく必要があると思います。それにしてはですね、今の本体の事業が事業費が100万円、それから委託料が200万円、その他若干のお金ですが、この程度の金で何ができるのかというのは、ちょっと疑問に思いました。

ですから、ちょっとこれは何をされようとしておられるのか、その中身をお伺いをしたいと思います。まず、それをお伺いします。

○委員長（高木法生君） 別府商工労働課主幹。

○商工労働課主幹（別府泰孝君） 御質問にお答えいたします。

まず、最初に説明しました企業に対する100万円の補助金についてですけれども、今回初めて取り組む事業でございまして、どの程度の企業に対して応募があるかと――失礼しました。ところもございまして、1企業50万円を限度に2企業を今想定しております。

これについては、市内に進出されております県外に本社を持つ企業等を中心に周知をかけて、こういったリモートワーク、ワーケーション、取組ができないかというところを周知していきたいと考えておまして、それを受け得る施設、そういったところをまず当たって、事業を実施してまいりたいと考えております。

業務委託料のほうの200万円については、一方で個人を対象にツアーを組むとい

うところで、そういったツアーを企画実施していただける事業者を今後選定していくという流れにしております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 村田副委員長。

○副委員長（村田弘司君） そしたら、今の100万円の事業のほうですよ。ワーケーションなり、それからリモートワークを推進しよう。そして、美祢市に市外のほうから仕事をする環境を持って来て、ここで働いてほしい、人口を増やそうという根源的な意図があるだろうと思うんですが。

それを市内の——今既存の市内の業者2か所、2社に対して50万円ずつ、それができるかどうかということ調査をするということですか。それちょっと確認したいです。

○委員長（高木法生君） 別府商工労働課主幹。

○商工労働課主幹（別府泰孝君） 御質問にお答えいたします。説明不足で申し訳ございませんでした。

周知の方法の1つとして、せつかく市内に進出していらっしゃる企業たくさんございますので、そちらに対しても、こういった取組を始めますという周知を行いたいということであって、周知そのものについては、県外に広く周知、宣伝してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 村田副委員長。

○副委員長（村田弘司君） 別府主幹、一生懸命努力しておられるのは分かっておりますので、私はあなたを追求する気もいじめる気もありませんから。美祢市のためにということで、恐らく一生懸命仕事をしておられると思います。

できればね、ここに市長がおられるので、直接言うわけには、今ここではいきませんけれども、恐らく100万円程度の金で周知をしましたよという、恐らく100万円がどこに消えたか分からんような金になると思います。

やるのであれば、本当に目的をちゃんとして、どこでどういうふうなお金をかけて、どういうチャレンジをしていくか、アクセスをしていくかということ具体的につくってやっていく必要があるかと思えます。そのためには、恐らく金がかかると思いますね。

先ほどの佐々木財政課長の話によると、まだ国から交付された交付金・補助金、これを1億6,000万円程度留保してありますよと、ある意味余ってますよということでした。

ですから、有効にこれからの美祢市のことを考えて使おうとする場合、こういうふうなお茶を濁すという言葉、大変語弊がありますんで使いたくないんですけども、どうか、もう少し明確なことを示していただきたいと思いますが、繁田部長いかがでしょうか。

○委員長（高木法生君） 繁田観光商工部長。

○観光商工部長（繁田 誠君） ただいまの村田委員の御質問にお答えをいたします。

今年度のみね暮らし就活・しごと支援事業補助金としての企業に対します50万円掛ける2社ということなんですけども、ある意味初めての事業ですので、実験的に行おうと考えております。

この事業の有効性を確認しつつ、来年度の当初予算のほうに計上してまいりたいと——改めて計上してまいりたいと考えております。

また、これはワーケーションですので、一方でバケーションという観点からいいますと、この9月補正予算で今後事業展開していくに当たり、やはり観光シーズンというのをちょっと一定規模、冬の時期に差しかかる可能性もありますので、そういった意味も考えまして、2社の100万円にとどめておるというところがございます。

もう一方の委託料の200万円につきまして、現在、国等の調査で、8月21日時点の失業者、コロナに関する失業者が4万8,000人を超えてるということで、市としての事例も合わせて申し上げますと、先般、他課の地域おこし協力隊の募集を行ったところ、1週間で3名の応募が矢継ぎ早に起こったと。その採用には至りませんでしたけれども、東京からの応募者、大阪からの応募者でございました。いずれもコロナに関連した失業が起因と伺っているところでございます。

そうした意味からしますと、今都市圏から地方へ目が向いておると。仕事に関しても、自らの経済、家計を支えていく上で収入を求め、地域での仕事も多分に目が向いていることを考えますと、今後、市としてのそうした都市圏への美祢の自然豊かな環境で仕事をしませんかと、ネット環境も整備をしつつ、都市圏とのリモートもできる環境で仕事を行っていきましようということを今年度を機にアピールし、

次年度の予算にもつなげてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 村田副委員長。

○副委員長（村田弘司君） 繁田部長、別府主幹、どうもいろいろありがとうございました。

今の繁田部長の話によると、とりあえず、これは種をまく段階であると。これ、水をやり肥料をやって育てていくのは、様子を見て——調査を含めて、そして本格的にやっていきたいというふうな、非常に前向きなお話だったと思います。

一言言わせていただくと、恐らく各地方がこのことに関しては、もう競争の時代に入ってると思います。

ですから、どうか新年度予算、来年度予算ですね——にっていうことをおっしゃったけども、もし矢継ぎ早に手を打とうとされるようであれば、12月補正、3月補正、またその他の臨時補正もあるでしょう、対応できることがあればひとつやっていただきたい。

観光商工部というのは、ある意味、将来的な美祿市の明るさを目指すエンジンを担ってる部署でもあると思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいということをお伝えして、私の質問を終わります。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 2点、お尋ねいたします。

まず、11ページの児童クラブ支援員ですけれど、児童クラブ運営事業で、児童クラブ支援員に対しての支援事業なんですけれど、コロナに対してのなんですけれど、支給基準というのはどうなっているんでしょうか、お尋ねします。

○委員長（高木法生君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

今回補正予算で計上しております児童クラブ支援員の報酬等でございますが、これについては、あくまでも小学校の臨時休業に伴い、長い時間勤務していただいたことに対する追加の報酬ということで計上したものでございます。

コロナ対策のほうの報酬等につきましては、市を通さず県のほうと直接やりとりをするように伺っております。

以上です。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 学校が休校になった場合って、そういうのはよく分かりますが、この支援の中で、時間なのか、日数なのか知りたいんですけど。

それが、同じ働いとって、日数——どちらがどちらかちょっと覚えてないんですけど、一緒に働いとって日数が足りなかったとか、時間が足りなかったとかで、支給がなかった方がいらっしゃるんです。それで、どっちかを聞きたいのと。

そういったはざまというんですか、何かこういった支援に乗りきれなかった方の支援は考えておられないのでしょうか。

○委員長（高木法生君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

市が直営で行っております児童クラブにつきましては、1時間当たりの単価で、出られた時間によって報酬のほうを計算しております。

委託しておる児童クラブについても、同じように1時間当たりの単価とその実績により、トータルの委託料の増額分をこちらのほうに請求をされているというふうに理解しております。クラブの中での支払いのことにつきましては把握しております。（発言する者あり）

すみません。どちらにしても、この児童クラブの支援員につきましては、この臨時休業の19日間、これに対して、1時間当たりの単価と出られた時間を掛けて計算をして、追加の報酬を計算しておるところでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） そしたら、出られた時間ということですか——働いた時間——出られた時間と日数と同じような気もしますが、そこの基準は曖昧じゃないのでしょうか。

ちょっと初めが聞き取れなかったんで、すみません。働いた時間ですか、それともその1日に働いた時間ですか。

○委員長（高木法生君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

1日に働かれた時間に時間単価を掛けたものの後は、休業になった間の日数を掛けたものでございます。

以上です。

○委員長（高木法生君） 3回です。三好委員。

○委員（三好睦子君） 3回ということなんで。

また今ちょっと思ったんですけど、掛けた日数——出た日にちと時間と掛けて、その時間の何時間とかいうのに、それにクリアしておらんと駄目よとおっしゃるのかなと思うんですけど、そこはまたよく確認したいと思いますが。

次の15ページなんですけれど、先ほどの15ページ、農業振興推進事業で、この花き・野菜で、これについてはとても分かりやすく、対象者がどういう方が対象なんでってありましたけれど、これ、予算オーバーするときは補正を組んでいただけるんでしょうか、お尋ねします。

○委員長（高木法生君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

今、予算計上しております金額は、一応認定農業者等、取り組んで——花きあるいは野菜等に取り組んでいらっしゃる経営体を全て計上して、上限額を掛けた予算を計上しておりますが、県の申請、あるいは、これには美祢市地域農業再生協議会がかんでおります。そういった方たちが認める農業者で、この予算額をもし上回ることがあれば、補正予算も考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今説明がありましたが、全て認定農業者でないといけないというわけではないようなことを言われましたが、県のあれで何か選定するとかいうことでしたけれど、そういう理解でいいでしょうか。

認定農業者でなくても——花き・野菜が認定農業者でなくても、この対象になるということを再確認させてください。

○委員長（高木法生君） 中村農林課長。

○農林課長（中村壽志君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

先ほど私が申し上げました中に、市が特に対象と認めた農業者というところがございまして。

この部分に関しては、県ともすり合わせしておりますが、美祢市地域農業再生協議会、こちらの中で事業者を認めるか認めないかという協議をされます。そこで認

められた事業者につきましては、申請するような方向に今考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 何かすみません。揚げ足取るようで悪いんですけども、認められなかった人は、この対象じゃないということなんですか。

○委員長（高木法生君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） ただいまの御質問にお答えいたします。

認めないということとか、そういう部分につきましては、課長のほうが申し上げましたとおり、この判断をすべきところというのが、基本的には美祢市再生協議会という協議会があります。こちらのほうには、当然JA、我々、県、あるいは生産法人の関係の方、多数の方で協議会を組織しているわけなんですけれども、そちらのほうへの申請に対して、それが採択されるのかどうなのかという判断をされる機関ということにもなっております。

これは、この協議会におきましては、国のほうの一次、二次補正の中で、経営継続補助金とか、それから肉用牛の関係、高収入の作物の関係、こういったような部分の採択の判断するところが担われておるわけなんです。その機関である程度——そこで判断をされるということなので、個人農家がこの段階で、その方は対象になりませんというような、はっきりと明言はここではできないということになります。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。（発言する者あり）その他は一番最後になります。（発言する者あり）はい、どうぞ。（発言する者あり）今駄目ですよ、最後にあります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第79号を採決いたします。本案について、原案のとおり

決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

その他……三好委員。

○委員（三好睦子君） その他の件でお尋ねします。

今回皆さんも御存じだと思いますけれど、稲作でウンカの被害がすごく広がっております。これは農済で共済かかっていると思いますが、支払われると思いますけれど、それだけでは十分ではないと思います。

農家の方が再生産をしていくためには、やはり市としても支援がいるかと思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。ウンカ対策をお願いいたします。

○委員長（高木法生君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

ウンカですね。これが、特にこの時期が種類として見れば、トビイロウンカの大量発生ということだと思います。

市内を見ても、かなりの部分で茶色く稲が倒れているという状況で——そういう状況にあるわけなんですけども。

このことにつきましては、まず8月3日とか5日とかにも、やっぱりこれ、全国規模、特に山口県もそうなんですけども、かなりの被害予測というところが予測されるということで、早期の防除という形を農業新聞であったりとか、いろんなところでJAも一生懸命PRというか、されているところが実際ございました。

農林事務所のほうからも、MYTで毎日1回ないし2回ぐらい、その辺についてしっかり気をつけること、警報が出てますよ、こういったような除去対策を講じるように農家の皆さんもお願いしますということで、そういうふうなところの防除対策については、我々、JA、それから農林事務所とも一生懸命やってきたところですけども、結果として、まだ正式な被害数、被害量というのはまだ分かりませんが、かなりの被害が出てるのは事実でございます。

支援というお話になりますと、今現在では、特にお金の面とか人的な面とか、そういうところについての対策っていうのは、今現在は行ってない状況にあります。

これにつきましては、三好委員おっしゃいましたとおり、農業共済制度の中で、補償のほうで対応していただくっていうところが今の現状でございます。

これにつきましては、今後っていうことになるんですけども、稲刈りのほうも今、最盛期ということもありますが、少しでも早く、良質な部分についての稲刈りということはJA等も進めてらっしゃるところでございます。

今後ということで、来年度以降にこういったような災害、ある意味の災害の対策っていうか、そういうところは講じていかないといけないというふうに思っておりますが、現時点で個々に対する対処、支援ということにつきましては、特に今のところはない状況です。

県あるいはJAとも、この件につきましては再三協議を行っている段階でございますので、何かしら方策等が出てまいりましたら、また、議会のほうにも御提示できることがあればしたいなというふうに思っておりますが、現時点では特にございません。

○委員長（高木法生君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 大事な食料——お米です。人間が食べるお米です。JAのほうともしっかりと協議をしながら、もうあんなに被害があったら、もうお米を作っちゃおれんと、お米を作らなくなったときに耕作放棄地が多くなると思うので——耕作放棄地が多くなるので、ぜひそんなことがないように、美祢市はもちろんです、ジオパークの美祢市ですから荒廃農地が広がっては困ります。

そして、農家の方が安心してお米が作れるように、先ほど言いましたけれど、共済金だけでは再生産できません。だから、特に県とも、それから農協とも十分にお話しをしていただいて、農家の方が意欲を持って主食米、どうかできるようにお力をよろしく願いいたします。

○委員長（高木法生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高木法生君） 以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案1件の審査を終了いたしました。

これにて、本委員会を閉会いたします。審査の御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後2時07分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月8日

予算決算委員長